

知的障害者のグループホーム事業者からみた「専門職後見への期待と不安」

○ 和歌山大学 氏名 古井 克憲 (005149)

キーワード：知的障害者、グループホーム、専門職後見

1. 研究目的

知的障害者の GH 事業者からみた成年後見制度利用の問題には、古井ら (2019) によると「専門職後見の業務への評価と期待」があった。本研究では、この「専門職後見の業務への評価と期待」の中でも、とくに GH 居住者による専門職後見の利用において、GH 事業者が不安に感じている内容を示し、その背景について検討する。日本が成年後見制度の利用を進めている中で、事業者側の後見制度利用に関する不安に着目することは、今後の制度の運用及び知的障害者の権利擁護を検討する上でも重要である。

2. 研究の視点および方法

本研究では、筆者が行っている A 法人でのフィールドワークの記録の中で、GH 事業者が専門職後見に不安を感じている部分に着目し、具体的内容を整理して提示する。A 法人では 2016 年より開催されている成年後見制度学習会（年 3 回程度）での参与観察、GH 支援者への聞き取りを行った。A 法人は、パーソン・センタード・プランニング (PCP) を実践している点から選定した。A 法人が運営する GH で、専門職後見を利用しているケースは 5 件（全て後見類型）あり、いずれも GH 入居後に後見制度の利用を開始している。

3. 倫理的配慮

本研究での調査及び研究成果の公表は、和歌山大学研究倫理審査会の承諾を得ているとともに、日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守して行った。研究成果の公表について A 法人の同意を得ている。結果の記述では匿名性の保持、プライバシーの配慮を十分に行った。

4. 研究結果

A 法人では、専門職後見人が月 1 回程度、GH を訪問している。A 法人では、現行制度自体に疑問がある中、専門職後見人の立場や業務内容に理解を示しつつも、金銭管理の他、居住者の地域生活の理解、権利擁護や意思決定支援を事業者とは異なる立場から行うことを後見人に望んでいた。その上で、A 法人が主催する学習会では「誰が後見人に選定されるかによる」といった、家庭裁判所が任命する専門職後見への不安が常に感じられていた。学習会では「良い人に当たるかどうか」という発言があった。専門職後見人の業務や制度への疑問として「金銭（管理）はみてくれるが、身上（監護）についてはなかなか（難しい）」「(GH に居住し、事業者の支援を受けてきた)あとから、成年後見（の利用が始まった）。（事業者側から）後見人に何を頼めばいいのか（分からない）」「GH 職員との関係もそうだ（築いていくのに時間と労力がかかる）が、後見人は本人との関係が取れない。本人

はこの人誰？（と思っている様子）」という発言があった。さらに「後見人が知的障害者の暮らしをわかっていない。個別支援計画会議は業務外。財産管理はきっちりしてくださる。

（GHでの生活を後見人は）イメージできていない」「（台風被害で引越しをする必要のある利用者が）後見人と引越し先を見に行っていた。（引っ越し手続きに必要な）住民票は（後見人か）後見人から委任された人でないと受けとれない（ため、手続きに時間がかかった）」という意見もあった。さらに、職員より「（生活保護でGHに居住している方は）月々15万円の収入で、（後見報酬が）月々2万円。負担が大きい」という発言があり、後見報酬がGH居住者の生活費を圧迫しているケースにも問題意識がもたれていた。

5. 考察

以上より、GH事業者が専門職後見に感じている不安の背景には、①後見制度の利用開始時期、②居住者が抱えている生活上の問題の有無とその深刻さの程度、③後見人の選任過程、④後見報酬の負担、⑤後見人の居住者理解、⑥後見人必要時の動きの速さがあることが示唆された。このうち①②③について以下で考察する。第1に、GH居住者の後見制度利用の開始時期がGH居住前か後かで、事業者が感じる不安の内容やその程度は異なると考えられる。A法人の場合、後見制度の開始以前からGH居住者の支援を行っており、PCPの実践をしている点で、重度知的障害のあるGH居住者の生活歴や生活リズム、好みなどに詳しい。そのため、後見人の居住者理解に疑問を感じたり、後見人と意見の相違があったりした場合に、専門職後見の業務や制度への疑問が強くもたれるのかもしれない。第2に、居住者が抱えている生活上の問題の有無、複雑さや深刻さによってもGH事業者が感じる不安の度合いは異なると考えられよう。今回の調査中、A法人の成年後見を利用しているGH居住者に、深刻な問題（例：親族の死や金銭トラブル）は認められなかった。深刻なケースで居住者が孤立している場合や法律上の問題を抱えている場合は専門職後見が求められ、専門職後見を利用するメリットも生じると思われる。第3に専門職後見の選任過程において「誰が後見人に選任されるかによる」というのは、日常生活を支援するGH事業者からみると、後見人の障害理解や業務の質によって、居住者の生活の質が変化する可能性やリスクが生じることが懸念されている。今後は、上記①から⑥を踏まえ、GH居住者の後見制度利用について詳細なケース検討を行う必要がある。

文献

古井克憲・加藤貴久（2019）「知的障害者のグループホームにおける成年後見制度の利用：実態解明・権利擁護に向けての予備的検討」日本社会福祉学会 第67回秋季大会ポスター発表。

*本研究は、JSPS 科研費 JP19K02158 の助成を受けたものです。